

令和2年9月玉川村議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年9月11日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

出席議員（12名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
5番	渡邊一雄君	6番	小林徳清君
7番	大和田宏君	8番	飯島三郎君
9番	西川良英君	10番	三瓶力君
11番	塩澤重男君	12番	須藤利夫君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	溝井康夫	主査	大竹絵美子
------	------	----	-------

説明のため出席した者の職氏名

村長	石森春男君	副村長	須釜泰一君
教育長	鈴木文雄君	総務課長	塩澤理博君
住民課長	塩田敦君	税務課長兼 会計管理者	車田ヨシ子君
健康福祉課長	曲山知賀子君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	溝井浩一君
地域整備課長	須田潤一君	教育課長	須釜信一君
公民館長	小針武彦君		

◎開会の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。

定足数に達していますので、令和2年9月玉川村議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤利夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

11番 塩 澤 重 男 君

1番 須 藤 安 昭 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（須藤利夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの8日間に決定しました。

◎村長の提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 皆さん、おはようございます。

野山のコスモスが風に揺れ、日を追うごとに夕暮れの時間も早くなり、朝晩は涼しさが感じられるなど、少しずつではありますが、秋の気配が漂うようになりました。

さて、本日ここに、令和2年玉川村議会9月定例会を招集しましたところ、議員の皆様には公私とも何かとご多忙の中、ご参集を賜り誠にありがとうございます。

当面する重要な議案を提出いたしましたので、以下、そのあらましについてご説明をいたします。

それに先立ちまして、新型コロナウイルス感染症等に対する政府や県の動きと本村の取組、村政に関する当面の諸課題について、所信の一端を述べさせていただきます。

安倍首相は、8月28日に、潰瘍性大腸炎の持病が再発したことを理由として辞任を表明いたしました。第2次安倍内閣では、発足以来、日本経済の再生、外交安全保障の再構築、今年に入っての新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応等々、これまで様々な重要課題に取り組んでこられました。8月24日には連続在任日数が歴代単独1位となったばかりであり、今回の突然の辞任表明については大変驚いたところでございます。

来る9月14日には自民党の両院議員総会において新総裁が選出され、9月16日開催予定の臨時国会をもって新しい首相が誕生する予定となっており、全国的に新型コロナウイルスの

感染が拡大している中、引き続き感染拡大防止等の対応、地域経済の立て直しなど、山積している課題に対し、一つ一つ成果を上げていただけるように、今後の政府の動きを注視してまいりたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症についてであります。国内の感染状況は9月8日現在で、感染例が7万2,800例を超え、死亡者は1,397名となっております。

福島県においても、8月の一月の新型コロナウイルス感染者数が緊急事態宣言下にあった4月を上回り、これまでで最多の72名となり、さらに9月に入ってから感染が増え続けている状況にあります。

そのような中、去る9月3日に知事メッセージを発出し、全国においては第2波が収まりつつあると言われている状況ですが、福島県は依然として第2波の中にいると言わざるを得ませんと述べており、自分自身が感染しない、感染を拡大させないための2点の取組を重点施策としてお願いをしております。1つ目は、首都圏など感染が拡大している地域への移動については、改めてその必要性を慎重に判断していただくこと。2つ目は、感染が拡大している地域から移動してこられた家族や知人などと一緒に過ごす場合、屋内や家庭内であっても、マスクの着用や換気などの対策をしっかりと取っていただくとともに、発熱等の体調の異常を感じた場合には外出をせず、速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡、相談していただくことをお願いしております。県としても、最大限の警戒と継続した感染拡大防止対策、新しい生活様式に対応した取組を県民に強くお願いをしております。

本村におきましても、これまで28回にわたり新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、これらの状況を踏まえ、3密回避やマスクの着用、手洗い、手指消毒をはじめとする一人一人の基本的感染症対策の取組や働き方の新しいスタイルの実践など、新しい生活様式の定着が図られるよう進めているところであり、村民、事業者等への必要な支援や、新たな生活様式に対応していくため、当初予定していた各種事業等について、改めて必要性や効果等を検証するとともに、新型コロナウイルス感染症対応で新たに取り組むべき事業等についても、既存事業との整合性や効果等を確認しながら取り組んでいるところであります。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の予防対策事業として、引き続きのマスクの配布と消毒薬の設置をはじめ、公共施設等へのサーマルカメラや非接触型体温計等を設置するとともに、旧須釜中学校の一部を利用し、新しい生活様式に則したテレワーク等の働き方に対応できるよう、共有型の働く場、いわゆるコワーキングスペースも含めた働く場所の提供支援など、新しい生活様式に対応する取組を進めているところであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用しての村民や村内事業所などへの支援を行うための予算を本定例会にも提案させていただき、雇用の維持や地域経済の活性化と新型コロナウイルスの感染拡大防止等にしっかりと取り組んでまいります。

なお、今後予定しております事業やイベントなどにつきましては、現状では一律に中止や実施の判断は困難な状況にありますので、個々の事業、イベント等の位置づけや必要性、開催方法や感染防止対策など総合的に見極めながら、開催の是非につきまして判断してまいりたいと考えております。

さて、今年の稲作の生育状況であります。7月の低温と大雨、さらに日照不足により、病虫害の発生が多い傾向が見られ、出穂についても例年よりやや遅い状況にありましたが、8月上旬の出穂期以降、高温の日が続き、登熟が進んでいるため、収穫時期には平年同様の収穫が見込まれております。今後も収穫に向けた水管理の指導や収穫適期を逃がさないよう、しっかりと周知等を図ってまいります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、外食や食肉輸出が減少し、繁殖牛の価格は5月まで落ち込んでおりましたが、6月から9月にかけて平均落札価格が回復してきており、今後もこの状況が続くよう期待をしております。

治水対策につきましては、阿武隈川上流の乙字大橋から、うつくしま大橋までの約5.6キロメートルの区間について、7月1日付で県管理から国管理へと変更となりました。これにより、堤防強化の改修等による防災力の強化が進むことが期待され、これまで以上に関係機関と連携を図り、村民の安全の確保に努めてまいります。

次に、6月定例会以降の東日本台風の災害対応についてであります。令和元年度から繰越しになりました強い農業・担い手づくり総合支援事業については、対象者43名のうち39名に対し補助金の支給が完了しておりますが、秋の農繁期に使用する農業機械の購入等への支援を予定しておりました残り4名については、まだ機械の納品はされておきませんが、収穫時までには納品されることを確認しており、納品が確認でき次第、補助金を支給することとしております。

また、被災した道路、河川等の復旧につきましては、緊急性や農作物の作付に影響の高いものから順次発注してきており、農地・農業用施設災害復旧事業は既に32件全てについて発注を終了し、14件が完了しております。

8月末現在で、公共土木施設災害復旧事業につきましては、予定している14件のうち13件発注し1件が完了、単独災害復旧工事は、23件のうち13件発注し11件が完了、小災害復旧工

事は40件のうち11件発注し8件が完了となっており、引き続き計画的に工事を進めております。今後とも営農相談や助言等、必要な支援をしっかりと行ってまいります。

次に、交通関係につきましては、昨年、川辺地区から要望がありました水郡線川辺沖駅にこのたび駐車場を整備して、8月から供用を開始いたしました。これにより、利用者や送迎等で利便性の向上が図られ、今後の水郡線活性化にもつながるものと期待をしております。

次に、玉川中学校の大規模改修工事につきましては、予定どおり10月上旬の完了を見込んでいるところです。4月から新生玉川中学校がスタートして以来、生徒の皆さんをはじめ、関係者の皆さんには長い間ご不便をおかけしておりますが、改修後は安全・安心で快適な学校生活を送れるものと考えております。

次に、公民館事業につきましては、様々な事業を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染症対策として、利用人数を制限し、サーマルカメラの導入や手指消毒剤の設置、さらには網戸を設置し換気を行い、3密の解消に努めるなど感染防止に取り組んでおります。また、感染リスクを解消した上で、屋外事業のゴルフ教室、リモート講師によるダンス教室、さらに人数を制限しての一貫張り教室や料理教室等の事業を実施しております。

最後に、旧四辻分校たまかわ観光交流施設につきましては、現在、リノベーション工事を計画どおり進めているところでありますが、このたび全国から施設の愛称を募集し、応募総数373件の中から選考の結果、森の駅 Y o d g e と愛称が決定いたしました。この愛称は、四辻という地名と宿泊するという意味を持つロッジを組み合わせたもので、村民も、外から訪れた人も、地域に慣れ親しんだ住民のように、この交流施設や地域において語り合ってほしいとの願いも込められております。

四辻新田地区にある施設として、地域住民の方にとっても四辻という地域名が含まれた愛称が使われていくことで、施設への愛着を持っていただけるものと考えております。

今後も新しい生活様式を踏まえつつ、村民に寄り添いながら各種政策をしっかりと遂行してまいりますので、議員各位の引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、今年度上期の事業の取組等についてのご報告とさせていただきます。

それでは、令和2年9月玉川村議会定例会に提案いたしました議案について、提案理由の説明をいたします。

まず初めに、議案第64号 令和元年度玉川村上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてであります。未処分利益剰余金151万6,541円のうち、100万円を減債積立金に積み立て、51万6,541円を繰越しする処分について、地方公営企業法第32条第2項

の規定により、議会の議決を求めるものであります。

また、令和元年度玉川村上水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものであります。

決算の概要につきましては、収益的収入2億2,719万2,972円に対し、収益的支出2億1,028万7,072円であり、資本的収入1億3,381万3,239円に対し、資本的支出2億8,077万9,961円で、資本的収入が資本的支出に不足する額1億4,696万6,722円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,834万2,645円及び過年度損益勘定留保資金1億2,862万4,077円で補填しました。また、損益計算書においては、純利益が81万9,004円となり、前年度繰越利益剰余金69万7,537円と合わせ、151万6,541円の未処分利益剰余金となりました。

事業概要であります。給水戸数が1,842戸、給水人口が5,336人、年間配水量は61万2,574立方メートルで、1日平均配水量は1,678立方メートルとなり、前年度と比較して、年間で2,351立方メートルの減となりました。

水道施設の整備につきましては、生活基盤施設耐震化交付金事業による配水管布設替工事や単独事業による配水管布設及び布設替工事を実施いたしました。

次に、議案第65号 玉川村指定金融機関の指定についてであります。指定金融機関については、これまでも2年交代で指定しているところであります。本年10月31日をもって須賀川信用金庫の契約期間が満了となるため、11月1日より、夢みなみ農業協同組合を指定したいので、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第66号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてであります。村が売却した旧泉保育所跡地におきまして、住宅建設のための地盤改良工事を実施したところ、売却した土地の地中からコンクリートガラなどの埋却物が発見されました。この埋却物については、売却した土地における隠れた瑕疵に当たり、民法第570条の規定により、村が瑕疵担保責任を負うべきものであるため、相手方が負担した埋却物の撤去等に要した費用については、村が負担する必要があります。

つきましては、損害賠償に係る和解を成立させ、損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第67号 玉川村観光施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。玉川村観光施設の設置及び管理に関し必要な事項を、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、定めるものであります。

次に、議案第68号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。現在もなお収束の見えない新型コロナウイルス感染症発生状況に鑑み、本条例の減免の申請期間を延長する改正を行うものであります。

次に、議案第69号 令和2年度玉川村一般会計補正予算（第5号）についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億1,344万8,000円を増額し、予算の総額を59億22万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税で3,202万5,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等に係る国庫支出金で9,807万8,000円、繰越金で1億6,224万7,000円、河川緊急浚渫推進事業等に係る村債で6,644万8,000円をそれぞれ増額し、農地耕作条件改善事業等に係る県支出金で1,145万円、財政調整積立金等に係る繰入金で3,200万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳出の主なものは、4月の人事異動に伴う給与等人件費の補正のほか、住宅市街地総合整備促進事業、地方創生拠点整備交付金事業、コンビニ交付システム構築事業及び令和元年度決算に伴う歳計剰余金の財政調整基金への積立金等に係る総務費で1億8,612万1,000円、河川緊急浚渫事業等に係る土木費で8,044万2,000円、公立学校情報機器整備事業等に係る教育費で6,736万1,000円をそれぞれ増額し、農地耕作条件改善事業及び農業集落排水事業特別会計繰出金等に係る農林水産業費で1,662万3,000円、中小企業等経営支援事業等に係る商工費で2,164万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第70号 令和2年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、令和元年度玉川村介護保険特別会計の歳入歳出決算が確定しましたので、その精算によるものです。

歳入歳出それぞれ2,235万1,000円を追加し、予算総額を6億7,599万7,000円とするものであります。歳入の主なものは繰越金で1,893万8,000円増額するものであります。一方、歳出の主なものは、諸支出金で5,009万4,000円、基金積立金で1,684万9,000円増額するものであります。

次に、議案第71号 令和2年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、令和元年度玉川村後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算が確定しましたので、その精算による補正等であります。

歳入においては、繰越金で45万6,000円を追加いたしました。一方、歳出においては、繰

出金で45万7,000円を追加し、予備費で1,000円を減額いたしました。その結果、歳入歳出それぞれ45万6,000円を追加し、予算総額を6,251万9,000円とするものであります。

次に、議案第72号 令和2年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、令和元年度玉川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算と令和元年度東日本台風で被災した処理場に係る建物災害共済金が確定したことによる補正をするものであります。

歳入においては、繰越金を29万8,000円、建物災害共済金に係る雑入を2,194万7,000円増額し、繰入金で2,224万5,000円を減額するものであります。

次に、議案第73号 令和2年度玉川村上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、給水管修繕費用及びコンビニ収納に係る委託費等を補正するものであります。収入の補正はなく、支出の水道事業費用に係る営業費用のうち、原水及び浄水費を175万5,000円、総係費を4万円減額し、配水費及び給水費を179万5,000円増額するものであります。

次に、議案第74号 玉川中学校大規模改修工事請負変更契約の締結についてであります。本工事は、令和2年第2回臨時会において契約の議決をいただいたものであります。一部に追加を要するものがあるため、工事請負代金を389万2,900円増額するものであります。

追加に係る工事内容は、屋内運動場の陸屋根部分の防水工事を追加するものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、認定第1号 令和元年度玉川村一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和元年度の村財政運営につきましては、村民の皆様のご理解と議員各位のご協力により、「皆で支えあう福祉の村づくり」「環境にやさしい安全・便利な村づくり」「活力ある村づくり」「人を育む村づくり」「交流と協働の村づくり」をキーワードに諸事業を計画どおり推進することができました。

また、各特別会計においても予算内で事業が執行され、各会計とも黒字で決算ができましたことに対し、議員各位に感謝を申し上げます。

本決算につきましては、去る7月29日、30日、31日、8月3日の4日間、村監査委員の決算監査を受け、適正である旨の報告をいただきましたので、議会の認定を求めるものであります。

一般会計歳入歳出決算の概要について申し上げますと、歳入については、各項目とも収入

客体の的確な把握により、適正な財源の確保に努めた結果、歳入合計は50億6,438万4,484円となりました。

歳入の主なものは、地方交付税が23億9,199万5,000円で全体の47.2%、村税が7億4,329万609円で14.7%、繰入金が2億6,083万7,440円で5.2%、県支出金が3億9,309万3,803円で7.8%、国庫支出金が3億8,967万7,537円で7.7%、村債が2億5,116万2,000円で5%となり、自主財源は14億3,858万1,946円で28.5%、国・県等への依存財源は36億2,580万2,538円で71.5%となっております。

歳出については、住民福祉の充実を目指すとともに経費の節減に努め、公債費の確実な償還を実施し、投資的経費の計画的執行に努めた結果、歳出合計42億2,100万2,984円となりました。

歳出の主なものは、民生費が10億3,313万2,393円で全体の24.5%、総務費が7億148万9,214円で16.6%、農林水産業費が4億9,162万5,689円で11.6%、衛生費が4億4,994万9,671円で10.7%、公債費が3億7,380万4,714円で8.9%、教育費が3億6,342万9,200円で8.6%となっております。

令和元年度は、歳入歳出差引額で8億4,338万1,500円となり、翌年度へ繰り越すべき財源6億3,113万4,000円を除くと、実質収支は2億1,224万7,500円となりました。

次に、認定第2号 令和元年度玉川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてありますが、歳入歳出予算現額7億2,526万2,000円に対し、収入済額7億4,839万8,959円、支出済額6億5,832万7,417円となり、歳入歳出差引額は9,007万1,542円となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税で1億3,122万8,849円、県支出金4億7,039万5,737円となっております。

一方、歳出の主なものは、保険給付費で4億5,386万2,281円、国民健康保険事業費納付金1億8,374万2,072円となりました。

次に、認定第3号 令和元年度玉川村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてありますが、歳入歳出予算額6億2,433万1,000円に対し、収入済額6億2,554万983円、支出済額6億660万1,933円となり、歳入歳出差引額は1,893万9,050円となりました。

歳入の主なものは、保険料で1億2,663万1,670円、国庫支出金で1億4,434万2,745円、支払基金交付金で1億5,550万8,789円、県支出金で8,766万3,697円、繰入金で9,164万4,720円となっております。

一方、歳出の主なものは、保険給付費で5億5,619万5,883円、地域支援事業費で3,766万

9,955円となっております。

次に、認定第4号 令和元年度玉川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出予算現額5,746万円に対し、収入済額5,754万6,973円、支出済額5,708万9,310円となり、歳入歳出差引額は45万7,663円となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で3,935万7,600円、一般会計繰入金で1,750万9,343円となっております。

一方、歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金で5,372万7,743円となりました。

次に、認定第5号 令和元年度玉川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出予算現額6億105万6,000円に対し、収入済額5億3,338万5,658円、支出済額4億5,240万2,539円で、歳入歳出差引額8,098万3,119円となり、繰越明許費8,068万4,000円を除き、実質収支は29万9,199円となりました。

この特別会計は、農業集落排水事業川辺地区、竜崎地区、須釜地区処理場等の維持管理費及び玉川地区における排水管布設工事並びに令和元年度東日本台風被害の災害復旧事業に係る事業費であります。

次に、報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。平成19年度に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、令和元年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字であるため算定されておらず、実質公債費比率の3か年平均については11.2%、将来負担比率については50.4%となっており、いずれも早期健全化基準を下回っています。

資金不足比率については、村が運営する上水道事業会計、農業集落排水事業特別会計について、いずれも資金不足となる会計がないため算定されておられません。

なお、本比率の算定につきましては、県のヒアリング後に村監査委員の審査を受け、本議会に報告するものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を説明いたしましたが、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、慎重にご審議の上、速やかなるご議決をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（須藤利夫君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） お諮りいたします。

議事の都合により、9月14日は休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、9月14日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、9月15日に再開いたしますので、午前10時にご参集ください。

ご苦労さまでした。

(午前10時35分)